

第3節 基本目標

計画の理念を実現するために、基本的視点に基づき、以下の6つの基本目標を柱として、計画の策定を行い、具体的な施策を推進します。

1 地域における子育ての支援

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が必要です。

そのため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図るとともに、低所得者層に対する経済的負担の軽減や子育てに関する相談体制の充実、情報提供などに努めます。

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健・医療・福祉・教育分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が必要です。

そのため、子どもや母親の健康確保のための各種健診や健康相談の充実、「食育」や思春期保健対策の推進に努めます。

3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育んでいくことが必要です。

そのため、子どもたちが多くの人々とのかかわりの中で、自然体験や芸術・文化体験などを通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供に努めます。

また、子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校教育環境等の整備に努めます。

4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが遊びを通して創造性、自主性等を学んでいくため、豊かな自然を活用した遊び場の提供や安全にのびのびと生活できる環境づくりや、子どもを交通事故から守るため、関係機関、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を推進することが必要です。

そのため、公園及び道路の整備、子どもや親子が利用しやすい公共施設の整備等子どもにやさしい生活環境の整備に努めます。

また、子ども及び子育てを行う親等を対象とした交通安全教育や子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

様々な理由から共稼ぎ家庭が増加しており、働きながら子育てができる環境づくりが必要とされています。

そのため、仕事と子育ての両立支援のための広報・啓発、情報提供等について国、道、関係団体等と連携を図りながら推進します。

6 社会的支援を必要とする児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促していくためには、発生の予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援を行うため、関係機関、団体で組織している「富良野市児童虐待防止連絡会議」を柱とした虐待防止ネットワークの充実を図ります。

障がいや発達の遅れが見られる児童に対し、健全な発達を支援し身近な地域で安心して生活できるように保健、医療、福祉、教育の円滑な連携を図るとともにこども通園センター事業、富良野市家庭児童相談室等を通じての相談・支援を推進します。

離婚等の増加によりひとり親家庭が増加する中、母子・寡婦福祉等の充実とひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、福祉サービスの展開と自立・就業等の支援を推進します。